

埼玉県南西部保健医療圏地域災害保健医療調整会議設置要綱

(令和4年3月25日 朝霞保健所長決裁)

(設置)

第1条 朝霞保健所管内（朝霞市、新座市、和光市、志木市、ふじみ野市、富士見市及び三芳町）における災害時の保健医療体制を確保するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県南西部保健医療圏地域災害保健医療調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 調整会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発災後に設置する地域災害医療対策会議（対策会議）に関する事
- (2) 被災した避難所等の保健医療ニーズの把握に関する事
- (3) 災害時の保健医療活動チームの受入及び調整に関する事
- (4) 災害時の保健医療活動に関する研修及び訓練に関する事
- (5) その他南西部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(組織)

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者とし、第8条で定める協議会事務局の長が選任する。

- (1) 地域災害医療コーディネーター（災害拠点病院の代表）
- (2) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会の代表
- (3) 災害時連携病院の代表
- (4) 市、町、消防、警察の職員
- (5) 南西部地域振興センターの代表
- (6) 保健所長
- (7) その他必要と認められる者

2 前項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡、その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 調整会議の会長は保健所長とし、副会長は会長が指定した委員とする。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる。

(調整会議の庶務)

第8条 調整会議の庶務は、朝霞保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

2 第3条の規定による委員の選任及び第8条の規定による会議の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。